# 第11期深川市分別収集計画

(容器包装リサイクル法)

令和7年7月

深川市

## 目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	基本的方向 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・ 1	. 0
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 ・・・・・・・・・・ 1	. 2

### 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。本市では、平成25年3月に「深川市一般廃棄物処理計画」を改定し、先に挙げた循環型社会の形成に向け、廃棄物の更なる減量・資源化・適正処理を推進し、快適な生活環境を創出する取り組みを進めることとしています。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。なお、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集及びリサイクルの推進については、今後、一般廃棄物処理計画の見直しの中で検討します。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用等による循環型社会の形成が図られるものです。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記))を対象とします。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	756 t	742 t	728 t	716 t	702 t
製品プラスチック	3 5 t	3 4 t	3 4 t	3 3 t	3 2 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

### 〇 市民

- (1) 使い捨て商品の使用を自粛し、過剰包装の辞退などに努める。
- (2) 買い物に際しては、買物袋(マイバッグ)などを持参するように努める。
- (3) 資源物の分別排出に努める。
- (4) 生きびん、紙パックなどの資源物は、資源ごみで排出する方法のほか、回収業者、 販売店に売却または住民団体の集団回収による資源化に努める。

### ○ 事業所

- (1) 廃棄物の回収体制の整備など自己処理を積極的に進めるとともに、ごみ減量化を念頭においた事業活動を行うように努める。
- (2) トレイ・ペットボトルなどの使い捨て容器の使用抑制と自主回収に努める。
- (3) バラ売りの拡大や包装資材の減量化に努める。
- (4) 再生可能な容器は、再生利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・ 再生利用に努める。
- (5) 生きびん、紙パックなどの資源物の店頭回収など自主回収に努める。

#### 〇 行政

- (1) 市民・事業所・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努める。
- (2) ごみの減量、再生利用について、啓発・広報活動を強化し、市民の啓発に一層努める。
- (3) ごみ問題の学習と啓発を推進するため、視聴覚教材や副読本の充実を図る。
- (4) 事業者に対する減量化計画の策定や排出方法について指導を徹底するなど事業系ご み排出抑制対策を講じる。
- (5) 再生利用可能なものの回収制度、不用品の引き取り制度などについて事業者に対して指導、情報の提供を行いる。
- (6) 包装の簡素化の促進、使い捨て容器の自粛などの抑制方策について、市民・事業者 と協議のうえ検討を進める。

(7) 市民が回収品を持ち寄る集積場所の確保について、事業者と役割を分担し、効率的 な資源回収となるよう検討する。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、組合中間処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別 収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度及び本市の収集並びに保管に係る資材・組合施設等を勘案し、収集に係る 分別の区分は右欄のとおりとします。

分別収集を	する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の主としてアルミニウム		缶		
主としてガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん		
	あって、飲料を充てんするためのも ミニウムが利用されているものを除	飲料用紙パック		
主として段ボール製の	容器	段ボール		
主として紙製の容器包	装であって上記以外のもの	その他紙等資源ごみ、燃やせるごみ		
	/テレフタレート(PET) 製の容器 うゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であった。	白色の発泡スチロール製食品トレ クイ(以下「白色トレイ」と表記)	白色トレイ		
製の存品包装 である 上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラ スチック製容器包装	燃やせるごみ		
プラスチック資源循環	法に基づき分別収集するもの	燃やせるごみ		

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

		R8	RS	)	R	10	R1	1	R12	2
主としてスチール製の容器		24t		23t		23t		23t		23t
主としてアルミ製の容器		41t		40t 40t		40t	40t		39t	
	(合	計)	(合詞	計)	(合計)		(合計)		(合計)	
無色のガラス製容器		53t		53t		52t		52t		52t
WC-274 7 2 350 m	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	蚀蚀型
	53t	0t	53t	0t	52t	0t	52t	0t	52t	0t
	(台	計)	(合言		(合		(合言		(合言	
茶色のガラス製容器	6渡量	65t (独自処理量)	(51)時里/	65 t		64t (軸)理量		64t		63t - 婚婦
	65t	(独日処理里) 〇t	(引渡量) 65 t	WELVERN Ot	6 <b>億量</b> 64t	Ot	(引渡量) 64t	WELVERY Ot	(引渡量) 63t	Ot
	(百	注計) 26t	(合詞	17) 25t	(合		(合言		(合言	
その他のガラス製容器	(1 D-4-ED)		/31\ <del>4</del> -E\		(引渡	25t	(31)** E)	25t		25t
	<b>6</b> ) <b>建</b>	(独自処理量)	(引渡量)	蚀蜒	量 )	触煙量	(引渡量)	(軸)四點	(引渡量)	伸姍
	26t	0t	25t	0t	25t	0t	25t	0t	25t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		3t	3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器		201t	1	.99t	1	.98t	1	96t	1	94t
	(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器包装で	_	— t		— t — t		— t		— t		
あって上記以外のもの	引建	(独自処理量)	(引渡量)	傾煙量	6)赠	生物	(引渡量)	触煙	(引渡量)	帕畑
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレ フタレート(PET)製の容	(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
器であって飲料又はしょう		72t		72t	/ 71 74	71t		71t		70t
ゆその他主務大臣が定める 商品を充てんするためのも	600	(独自処理量)	(引渡量)	触煙量	(引渡 量 )	触煙量	(引渡量)	触煙量	(引渡量)	傾煙
(D)	72t	0t	72t	0t	71t	0t	71t	0t	70t	0t
主としてプラスチック製の	(合	計)	(合詞	計)	(合	計)	(合言	計)	(合言	+)
容器であって上記以外のも	-	— t		t		t		t		t
0	6))量	(独自処理量)	(引渡量)	<b>独姆</b>	6))	生物	(引渡量)	生物理	(引渡量)	帕畑
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合	計)	(合言		合	計)	(合言		(合計	
(うち白色トレイ)	<b>6渡</b>	2 t (独自処理量)	(引渡量)	2t 健慢量	6渡量	2t	(引渡量)	2t 健児量	(引渡量)	2t 触ာ
	り機動 2t	(独目処理里) Ot	(5)侵重) 2t	WELVEREN Ot	り援動 2t	Ot	(51 <u>候</u> 里) 2t	WELLETEN Ot	(5)( <u>(</u> 里)	Ot
	∠ t	υι	∠ l	υt	∠ l	υt	∠ t	υι	∠ l	υt

Hull on a large of the large of	(合	計)	(合詞	計)	(合	計)	(合詞	計)	(合言	+)
製品プラスチック(プラスチック)		35t		34t		34t		33t	;	32t
分別対象物)	<b>6渡</b>	(独自処理量)	(引渡量)	独翅量	閱遺	独规量	(引渡量)	独规量	(引渡量)	帕珊
)1/1/1/1/2/(PU)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

## 再資源化の方法

## ○特定分別基準適合物

品目名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人 以外の場合の再資源化方法
無色ガラス	指定法人	
茶色ガラス	指定法人	
その他ガラス	指定法人	
ペットボトル	指定法人または民間処理業者	
その他の紙製容器包装	古紙回収業者に売却	
この他の似教存命 2教	中·北空知廃棄物処理 広域連合焼却施設	発電の燃料として使用
その他のプラスチック製容器包装	中·北空知廃棄物処理 広域連合焼却施設	発電の燃料として使用
白色トレイ	指定法人	

## ○第2条6項指定物

品目名	再資源化の方法
スチール製容器	金属回収業者へ売却
アルミ製容器	IJ
飲料用紙製容器	古紙回収業者に売却
段ボール	"

## ○プラスチック資源循環法

品目名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人 以外の場合の再資源化方法
製品プラスチック	中・北空知廃棄物処理 広域連合焼却施設	発電の燃料として使用

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

## 特定分別基準適

合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※人口予測は、「深川市まち・ひと・しごと創成人口ビジョン<改訂版> (R7.3 策定)」による人口予測をもとに、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
17,695 人	17,381 人	17,068 人	16,754 人	16,440 人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集については、ステーション方式により、缶類、びん、紙資源等(紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイ等)に分別し、定期回収しています。なお、缶類は回収用ネットを、びんはコンテナを使用し、色別に回収しています。

また、紙パック及び段ボールについては、住民団体の集団回収を奨励しています。

#### ○分別収集の実施主体

名	容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階	
金属	スチール	· 缶 類	市による定期回収	組合(選別・圧縮・保管)	
	アルミ	ш ж	市による定溯回収	水丘口 (355)11 /工州日 (水百)	
18	無色ガラス	無色のガラスびん			
ガラス	茶色ガラス	茶色のガラスびん	市による定期回収	組合(選別・破砕・保管)	
	その他ガラス	その他のガラスびん			
	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体の集団回収	民間業者	
紙		1924	市による定期回収	組合(保管)	
類	段ボール	段ボール	住民団体の集団回収	民間業者(収集・保管)	
		10 N. /F	市による定期回収	組合(保管)	

	その他の紙製容器包装		紙等資源ごみ 燃やせるごみ	市による定期回収	組合(圧縮・保管)
プラスチッ	ペットボトル		ペットボトル	市による定期回収	組合(圧縮・梱包・保管)
		白色発泡スチロール 製食品トレイ	白色トレイ	市による定期回収	組合(保管)
Ź		の他のプラスチック 容器包装	燃やせるごみ	市による定期回収	組合(圧縮・保管)

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

組合リサイクルプラザにおいて、選別・圧縮・梱包等を行い、缶類(スチール・アルミ)、び ん類3区分、紙パック、段ボール、ペットボトル及び白色トレイの9品目を特定分別基準適合物 及び第2条6項指定物として引き渡しを行うものとします。

## ①分別収集に供する収集方法・中間処理

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶   類	回収用ネット	2 t パッカー車	
アルミ	ш ж	西秋州不フィ	4 t 平ボディー車	
無色ガラス	無色のガラスびん			組合
茶色ガラス	茶色のガラスびん	プラスチック 回収コンテナ	4 t 平ボディー車	組 合 リサイクルプラザ ( <i>圏</i> )・
その他のガラス	その他のガラスびん			CON THE DATE OF THE PROPERTY.
紙パック	紙 パ ッ ク	十文字に縛る	2 t パッカー車	
段ボール	段 ボ ー ル		4 t 平ボディー車	
その他の紙	燃やせるごみ	指定ごみ袋	2 t パッカー車	組 合 可燃ごみ中継施設 (圧縮・保管施設)
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	組 合 リサイクルプラザ
	白色トレイ	3X		(選別・圧縮・梱包(PET)保管施設)
その他のプラスチック	燃やせるごみ	指定ごみ袋	2 t パッカー車	組 合 可燃ごみ中継施設 (圧縮・保管施設)

## ②分別収集に供する施設

<b>②力が秋来に伝する施</b> 酸				
施設の種別	対象とする容 器包装廃棄物 の種類、量等	施設の仕様(形状、形式、能力、数 量等)及び整備計画	管理 主体 等	参考欄
【排出段階】 1 排出容器				
1. 1回収用ネット	a 缶類 (アルミ缶、スチール缶分別)	(仕様) 材質:再生PET樹脂100% 容量:200L	市	
1. 2プラスチック製回収用コンテナ	b び類(無色、茶色、その他の分別)	(仕様) 材質:樹脂製 容量:45L 数量:3色分で1セット	市	
1. 3指定ごみ袋 (燃や せるごみ用)	c その他紙、そ の他プラ	(仕様) 材質:高密度ポリエチレン 容量:大40L、小20L		取扱店 で購入
【中間処理段階】 1 再生施設				
1. 1リサイクルプラザ ○選別・圧縮設備	a 缶類 アルド缶、スチール缶分別)	(仕様) 主要機器:ベルトコンベア、磁選 機、アルミ選別機、圧 縮機 能力: 0.7 t/日	組合	
	b び類(無色、茶色、その他の分別)	(仕様) 主要機器:ベルトコンベア手選別 能力:1.2 t/日	組合	
	c ペットボト ル、白色トレイ	(仕様) 主要機器:作業台、圧縮減容 (ペットボトル) 能力:0.3 t/日	組合	
1. 2貯留施設		<ul> <li>(仕様) ストックスペース</li> <li>・缶類:30㎡</li> <li>・びん類:40㎡</li> <li>・白色トレイ:15㎡</li> <li>・ペットボトル:20㎡</li> <li>・紙類:60㎡</li> </ul>	組合	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、廃棄物に関する重要事項を調査・審議するために深川市環境審議会から意見を聴取します。
- (2) 資源物の自主的な集団回収を実施する地域町内会等の市民団体に対して奨励金を交付することにより、廃棄物の減量及び資源物の再生利用を促進します。 (3) 市民の適正分別への意識の向上のため、SNS 等を活用した啓発活動や、「ごみサク」の普及の促進に努めます。